

7/
9・10

総務常任委員会

行政視察報告

富山県富山市において、「富山市スマートシティ」についての行政視察調査を行いました。

富山市においては、20年ほど前から人口減少や超高齢化社会の進行を見据え、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を、全国に先駆けて取り組んでこれ、この取り組みは様々な成果を生み、高い評価を受けられました。しかし、近年は市民ニーズが多様化し、行政課題も複雑化・高度化しており、行政だけで課題を解決していくことが困難になってきたことから、近年目覚ましい発展をみせるデジタル技術を活用し「コンパクトなまちづくり」を進化させ、産学官民が連携して地域課題を図るスマートシティ政策に取り組まれました。

まず指針を策定するにあたり、10年後の地域の未来を自分たちで考えようと市民120人から、2,700件の意見を集められました。それを3つのまちづくりの目標、9つの施策テーマ、そして27の取組の方向性としてまとめ、様々な活動を始められました。具体的には、市役所窓口の混雑情報や河川の水位情報など市民生活に役立つ情報の提供や、AIが24時間365日、子育てに関する問い合わせに回答するサービスなどが行われています。

この「富山市スマートシティ政策」については、行政単体でできるものではなく、産学官民の連携が必要であり、この連携が上手くできた富山市の取り組みは非常に参考となる内容でした。また、デジタル技術やデータを活用することで、郊外部の住民へのサービス向上に取り組まれていることは、当市においても取り組むべきものであることから、今後の動向に注目し、市の施策に活かしていけるよう調査・研究していきたいと考えます。



その他の視察先 株式会社 LIFULL（東京都千代田区）「空き家が関係人口創出に一役、マッチングだけでなく拠点整備も 不動産情報サービスが自治体と協定を結び、空き家問題を解決する」

7/
2・3

文教福祉常任委員会

行政視察報告

岐阜県多治見市において、「子どもの権利条例に基づく施策」について、行政視察調査を行いました。

多治見市では、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図るため、平成15年に全国で4番目となる「子どもの権利に関する条例」を制定されました。

この条例が制定されたきっかけは、当時の多治見市長がマニフェストに掲げられていたことが大きく、そのリーダーシップにより実現したと見受けられます。平成8年度に条例の趣旨を浸透させるために、リーフレットを全戸配布し、その後、たじみ子ども議会、文化と人権の課の創設、子どもの権利に関するアンケート調査が行われました。そして、多治見市子どもの権利検討委員会が設置されます。保護者の責務についてかなりの議論を行った上で、議会では全会一致で可決し、制定されました。

条例は生きたものでなければいけないという考えから、20年以上経過した今も、たじみ子ども議会は子ども会議と名前を変えて継続されており、条例自体も、子どもの取り巻く環境の変化に沿った内容であるべきことから、令和2年には、命を守ることに重きをおいた前文や体罰の禁止が加えられる改正が行われています。

前文は子どもと大人と一緒に考えて作られており、条例の形態としては、総合型です。理念や生活の場での権利保障にとどまらず、権利侵害からの救済と回復や意見表明・参加の促進等幅広い内容となっています。

子どもの権利に関する条例を制定することにより、施策に反映できる基が身近なものとなり、子どもや保護者、地域住民の活動へと繋がっており、子育て施策の充実を掲げている本市においても、今後検討する意義は十分にあると感じました。



その他の視察先 静岡県掛川市「こころの相談ノートについて」「水道・ガススマートメーターを活用した見守りサービスについて」